情報通信審議会電気通信事業部会 部会長 根 岸 哲 殿

接 続 委 員 会 主 査 東 海 幹 夫

報告書(案)

平成19年4月19日付け諮問第1169号をもって諮問された事案について、調査の結果、 下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務 省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当 委員会の考え方)。
 - ・ 平成19年9月末までに、本改正及び現時点における事業リスクを踏まえて 値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することをNTT東西に対して求めるとともに、当該 値の適正性について、平成20年度接続料の認可に際し改めて検証すること。(考え方9)

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方(案)

1. 接続料規則改正関係

(1) スタックテストに関する根拠規定の整備

(1) スタックテストに関する根拠規定の整備		
意 見	再意見	考え方
意見1-1 スタックテストの実施根拠規定が接続料 規則で整備されることに賛同。	再意見1-1	考え方1
○ 接続料の適正性の検証手段として実施されるスタックテストについて、実施根拠規定が今回接続料規則で整備されることに賛同します。また、これに関連して、スタックテストに係るガイドラインが早急に整備され、これまで以上に厳格かつ効果的なスタックテストが実施されることを期待します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	○ 先般の意見募集に対する当社意見でも述べたとおり、スタックテストを接続料設定の原則として省令に規定することは適当でなく、スタックテストはあくまでその接続料の設定が競争に与える影響をチェックする一手段と位置づけるべきと考えます。 (NTT東日本、NTT西日本)	〇 接続料が「原価に照らし公正妥当なものであること」(電気通信事業法第33条第4項第2号)には、当該接続料が接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないような水準であることも含まれることから、従来より、接続料の認可に際して、この点について検証を行ってきた。本改正案は、制度の一層の透明性を確保する観点から、この点について接続料規則に規定するものであり、その運用は電気通信事業法に基づき行われることとなる。また、接続料規則上、接続料原価の算定に際し接続料設定事業者に認められている裁量(原
されることになったことを歓迎いたします。 (イー・アクセス、イー・モバイル)		価算定期間等)は、接続料設定の原則(接続料 規則第14条)に従うことを前提とするものである ことから、両者は整合的である。
意見1-2 スタックテストを接続料設定の原則として 省令に規定することは適当でなく、仮に規定する 場合であっても、接続料の妥当性をチェックするた めの付加的な規定にすぎないことを明確化するよ う修文すべき。	再意見1-2	なお、NTT東西の意見において提案されている修正案では、接続料が不当な競争を引き起こすものであっても認可しなければならなくなることから、本改正案は適切である。
○ FTTH等のブロードバンドサービスは、需要の立ち上げ期にあり、また現実に熾烈な設備ベースの競争があって、NTT東西はその対抗上、普及促進・競争対抗的な料金設定をせざるを得ず、ユーザ料金は市場で決定されている状況にありますが、他方、接続料は、適正な原価を回収できるように設定することが	○ 接続料の適正性の検証を行うためには、スタックテスト等による多角的な検証が不可欠であり、今回、接続料規則を改正し、スタックテストを接続料金検証の際の必要なプロセスの一つとして明文化されることは適切であると考えます。 また、第一種指定電気通信設備に係る接続料	

基本原則となっているため、ユーザ料金と接続料は、それぞれ別の観点から設定しているものであると考えます。このため、仮にスタックテストを満たさないことを理由に、現実のコスト以下での接続料の設定を強制するとすれば、NTT東西に自らの事業だけでなく、設備投資をしない競争事業者の事業に係る投資リスク(初期赤字)まで負わせる一方で、設備投資をしない競争事業者は自らの事業に係る投資リスクを(初期赤字)を負わないで済むこととなります。このような仕組みは、事実上、NTT東西が設備投資をしない競争事業者に補助金を支給することにほかならず、競争中立的でないばかりか、健全な設備競争の芽を摘むことになると考えます。

また、接続料の認可基準は、電気通信事業法上、「原価に照らし公正妥当なものであること」とされており、「接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないように接続料を設定すること」という別の認可基準を接続料規則に定めることは、法律で算定方法を省令に委任した範囲を明らかに逸脱していると考えます。

さらに、省令に則り適正な原価に基づき接続料算 定して認可申請していたにもかかわらず、スタックテストの要件を満たさないことを理由に当該接続料の 設定が認められず、例えば将来原価方式等、別の算 定方法や算定期間で接続料を設定することを強いら れるとすれば、省令上、接続料の算定方法や算定期間は事業者が選択できるとされていること(接続料規 則第8条第2項ただし書)と相反することになるため、 不適切であると考えます。

したがって、スタックテストを接続料設定の原則として省令に規定することは適当でなく、スタックテストはあくまでその接続料の設定が競争に与える影響をチェックする一手段と位置づけるべきと考えます。

仮に、接続料規則に規定するにしても、改正案の

は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものである必要があり、スタックテストを含む認可の審査の結果、接続料に問題があると判明した場合は、その算定方法について見直しが行われることは必要不可欠な措置であると考えます。

なお、消費者利便の最大化のためには、サービス競争と設備競争の両方の推進が必要というのが弊社の基本的な認識です。その際、特に加入者回線部分については、実質的に NTT 東西しか設備設置が可能でない点や、過剰な重複投資を抑制するといった国民経済性の観点から、NTT 東西の有するボトルネック設備の開放を前提とした競争環境の構築が必要であると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ スタックテストとは、情報通信審議会答申(2007年3月30日)【コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について】に「利用者料金と接続料の差分に当たる営業費相当分の適正性に着目して接続料の妥当性を検証する仕組み」と説明されており、あくまで公正競争の確保がその目的となります。したがって、スタックテストの実施は、NTT持株会社やNTT東日本が指摘するような、「現実のコスト以下での接続料の設定を強制する」、「健全な設備競争の芽を摘むこと」ではありません。

むしろ、以下の事例のようにNTT東西の利用者料金と接続料金の関係については、プライススクイーズ等の問題もしくは課題となることが多いため、接続料規則中に明記し、セーフガードとしての

ように原価主義という基本原則と並列的に規定する のではなく、接続料の妥当性をチェックするための付 加的な規定に過ぎないことを明確にするため、以下 のように修文していただきたいと考えます。

(修正案)

「接続料の水準の設定にあたっては、第一種指定電 気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間 に不当な競争を引き起こさないものとなるように配意 するものとする」

(NTT持株、NTT東日本)

○ 接続料は適正な原価を回収できるように設定する ことが基本原則であり、スタックテストはあくまでも接 | <例①>FTTHサービスの私的独占 続料の妥当性をチェックする一手段に位置づけるべ きと考えます。

また、接続料の認可基準は、電気通信事業法上、 「原価に照らし公正妥当なものであること」と既に定 められており、省令(接続料規則)上、新たに「接続 事業者との間に不当な競争を引き起こさないものと なるよう接続料を設定する」という別の認可基準を定 めることは、法律が省令に委任した範囲(算定方法) を逸脱していると考えます。

更に、省令に則り適正な原価に基づき接続料を算 定して認可申請したにもかかわらず、スタックテスト の要件を満たさないことを理由に当該接続料の設定 が認められず、省令上の原則に基づかない接続料 算定を強いられるとすれば、省令として不適切である と考えます。

したがって、スタックテストを接続料設定の原則と して省令に規定することは適当でないと考えます。仮 に、省令に何らかの規定を行うにしても、改正案のよ うに原価主義という基本原則と並列的に規定するの

役割も持たすべきと考えます。

今回の省令改正により、接続料金申請の際に スタックテストが行なわれることになったのは、接 続料を設定する事業者と接続事業者との間の不 当な競争を未然にもしくは早期に防ぐ方法として 非常に有効であると期待しています。

例①では、平成14年の事件が平成19年に解 決するまで5年近くかかっていること、例②では、N TT東西が接続料金との比較考量における説明に あたり現実的とは言えない収容比率(80%)の設 定で利用者料金を説明した事例となり、その後の 検証の経緯が明確でないなど、問題点として考え られます。

「東日本電信電話株式会社に対する審判審決について」 (平成19年3月29日公正取引委員会)

http://www.jftc.go.jp/pressrelease/07.march/07032904.pdf

NTT東日本は「ニューファミリータイプ」を提供す るにあたり、認可申請の分岐方式ではなく、芯線 直結方式で当初月額5.800円の利用者料金に て提供したが、これは他の電気通信事業者がFTT Hサービスを提供する際に必要となる接続料金を 下回るものであった。

<例②>FTTHサービスのスプリッタ等の収容比率に ついて

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社 の指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可~ 光ファイバ設備等の接続料の設定等~」(平成 13 年 8 月31日総務省)

http://www.soumu.go.jp/joho tsusin/pressrelease/japanese /sogo_tsusin/010831_5.html#1

NTT東西より申請された接続料金について、利 用者料金と接続料の関係について、総務省より 「この比較で見込まれている収容比率(約80%)

ではなく、接続料の妥当性をチェックするための付加 的な規定に過ぎないことを明確にしていただきたいと 考えます。

(NTT西日本)

については、今後、NTT東日本・西日本における Bフレッツサービスにおける収容比率の実績を比 較する等、その適切性について検証する必要があ る」という考え方が出された。

また、スタックテストの実施の際には、一般的に利用者料金はコストに適正利潤を乗せて設定されますが、FTTH等のブロードバンドサービスが仮に赤字だった場合、どのサービスから赤字を補填しているのかを明確にする必要があります。現状では残念ながら、FTTH等のブロードバンドサービスだけを会計分離しているわけではなく、NTT東西が独占市場の利益を競争市場に補填して競争阻害をしているのかどうか判断できません。スタックテストは、内部相互補助のチェックを目的に、NTT東西も不透明感を払拭する絶好の機会と認識すべきと考えます。

上記例①、②に共通することは、NTT東西が実際の運用に対応した適正コストに基づくことなく、利用者料金を設定しようとした点が反競争的と見られる点です。分岐方式の接続料を設定しておきながら、芯線直結方式で提供すると赤字が出るのは当然です。80%という非現実的な利用率を用いて接続料とは異なる前提条件で利用者料金を設定すれば、利用者料金と接続料の間で逆ざやになるのももっともです。そのような非現実的な接続料・利用者料金については、設定したNTT東西が本来なら赤字の責任を負うべきですが、今回のスタックテスト導入により、このような過ちを未然に防ぐことができるのであれば、NTT東西にとってもメリットが非常に大きいと考えられます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見2 スタックテストの判断基準について引き続き 検討することを要望。また、利用部門に比べ管理 部門の利益率が極端に大きいような場合、プライ ススクイーズを起こしている可能性があるため、接 続料全体からみたチェックの実施を要望。		考え方2
○ スタックテストの水準については、2007 年 3 月 30 日に情報通信審議会より答申のあった「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」P.16 では、「営業費相当分の検証に当たり、これに販売促進費など顧客獲得に係る費用を含めることは適当ではない。なお、当該営業費相当分が場当であると認められる水準については、より市場実態に即した検証を行うために必要な会計データの把握方法等も含め、更に別途検討することが必要である。」とありますので、スタックテストの判断水準について引き続き検討いただけますよう要望します。スタックテスト自体は個々の接続料で行なわれることになると考えますが、管理部門の利益率のほうが極端に大きいような場合には、プライススクイーズをおこしている可能性があるため、接続料全体からみたチェックも行っていただけるよう要望します。	意味しているのか分かりかねますが、当社は、第 一種指定電気通信設備接続会計規則に基づき、 電気通信事業に係る費用、収益及び資産を「第一 種指定設備管理部門」と「第一種指定設備利用部 門」で適正に区分して整理しており、新たなルール を設定する必要はないと考えます。	○ スタックテストの具体的な運用指針については、総務省において別途検討しているところである。

(2) 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入

意見3 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確 定する方式の導入に賛同。	再意見3	考え方3
○ 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入(接続料規則の一部改正)については、変更により事後に精算することがなくなるのことになり、事業の予見可能性の観点からも好ましいものであり、変更に賛同する。		_

(アップ	カ・ネッ	トワー	クス)
() //	/」 「」・ ノ		

意見4-1 長期増分費用方式及び将来原価方式に より算定される接続料には調整額の適用はないと 理解。

○ 今般の省令改正で、「原則として、直近の実績に基 O づき接続料を算定した上で、適用年度実績とのかい 離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入す ること」(報道資料別紙1から引用)を目的とした規定 整備が行われております。

この「調整額」は、前期の接続料が実際費用方式 で算定されている場合に限り、原価算入されることが 今般の改正趣旨であり、実際費用方式以外の長期 増分費用算定方式または将来原価算定方式等で算 定されている接続料については、当該算定期間中に 「かい離分」が発生したとしても、接続料算定方式の 如何を問わず、次期以降の接続料原価には算入さ れないものと理解しております。改正省令案が本趣 旨に則っていることについて、確認させていただきた いと考えます。

(KDDI)

〇 今回追加された第八条第二項第二号の適用要件 は、答申に記載されているとおり、調整額が過大に なることにより接続料の急激な変動が生じる場合に 限定されるものと理解しています。

LRIC 方式は、既存事業者の非効率性を排除する ことを目的として、「高度で新しい電気通信技術を利 用した効率的なものとなるように新たに構成するもの とした場合 | の接続料を算定するものであり、そもそ も実際の費用との精算を行うべきものではありませ ん。したがって、LRIC 方式の接続料が適用されてい る期間について、調整額が発生することはないもの と理解しています。

再意見4-1

おり、本来、接続料は、算定方式の如何にかかわ らず、原価が適正に回収されるように設定すべきも のであり、実績原価方式と将来原価方式という算 定方式の違いで適用年度実績とのかい離分の取 扱いに差異を設けることは、全く合理性がありませ ん。また、将来原価方式での接続料は、予測需要 や予測原価に基づき算定するため、実績とのかい 離が生ずる蓋然性が高いことから、将来原価方式 の接続料について、当該かい離分の取扱いに関す るルールを定めることによって、制度的な一貫性が 確保されるものと考えます。

したがって、将来原価方式の接続料についても 全て、今回の改正に合わせ、予測と実績のかい離 分を「調整額」として次期接続料の原価に算入して 算定するように見直すべきと考えます。

また、長期増分費用(LRIC)方式における接続 料については、前年度下半期+当年度上半期の 通年トラヒックをもとに算定することとされており、ト ラヒック減少による接続料単価の上昇が半年分考 慮されていないため、平成17年・18年度の毎年度 において約300億円の未回収(東西計の管理部 門)が生じています。

固定電話トラヒックが急激に減少する市場環境 においては、トラヒック等の需要データを適用年度 に合わせない場合、構造的に当該年度のコスト総 額を回収できないことから、長期増分費用方式の 接続料についても、未回収分を精算する仕組みに 見直すべきであると考えます。

考え方4

先般の意見募集に対する当社意見でも述べたとO 本改正案は、「コロケーションルールの見直し 等に係る接続ルールの整備について」(情審通 第34号。以下「平成19年3月答申」という。)を 踏まえ、従来実績原価方式により算定されてい た接続料に係る精算方法を見直すことを目的と しており、現在将来原価方式、長期増分費用方 式等他の算定方法により算定されているものの 扱いを変更するものではない。

> なお、現在将来原価方式等により算定される 接続料に係る精算方法の見直しについては、今 後当該接続料の再計算を行う場合等において、 必要に応じて検討することが適当である。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

(NTT東日本、NTT西日本)

- 意見4-2 将来原価方式の接続料についても、予 測と実績のかい離分を「調整額」として次期接続料 の原価に算入して算定するように見直すべき。
- 改正案では、実績原価方式の接続料については、 適用年度実績とのかい離分を「調整額」として次期接 続料の原価に算入することを認める一方で、将来原 価方式の接続料については、原則、適用年度実績と のかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に 算入することが認められていません。

しかしながら、本来、接続料は、算定方式の如何 にかかわらず、原価が適正に回収されるように設定 すべきものであり、実績原価方式と将来原価方式と いう算定方式の違いで適用年度実績とのかい離分 の取扱いに差異を設けることは、全く合理性がありま せん。また、将来原価方式での接続料は、予測需要 〇 情報通信審議会答申(2007 年 3 月 30 日)【コロ や予測原価に基づき算定するため、実績との乖離が 生ずる蓋然性が高いことから、将来原価方式の接続 料について、当該乖離分の取り扱いについてルール を定めないことは、制度的な欠陥であると考えます。

したがって、将来原価方式の接続料についても全 て、今回の改正に合わせ、予測と実績のかい離分を 「調整額」として次期接続料の原価に算入して算定す るように見直すべきと考えます。

(NTT持株、NTT東日本、NTT西日本)

再意見4-2

│○ 今回の省令改正は、「コロケーションルールの見 直し等に係る接続ルールの整備について」 (H19.3.30 付情報通信審議会答申)(以下、「答 申」。)にもあるとおり、現在実施されている事後精 算制度の廃止に伴う措置であり、現在事後精算制 度の適用がない将来原価方式の接続料に対して 調整を行うことは適当でないと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバ ンクモバイル)

ケーションルールの見直し等に係る接続ルールの 整備について】に事後精算制度の見直しの背景と して「現行の事後精算精度は、(略)予見性の確保 という観点からは問題があり、また複数回に及ぶ 精算は実務上煩瑣な面がある。」が記載されてい ます。

したがって、今回の見直しの対象としては、実績 原価方式による接続料金を基本とすべきであり、 将来原価方式等の接続料については何の議論も 行われないまま対象に含めることはて適切ではな いと考えます。

NTT東西は毎年、事業計画の認可申請の手続 きを経て設備投資計画も決定しており、例えば、 現在将来原価方式で算定されている加入者光ファ イバケーブルについては、投資額及び線路亘長 (芯km)まで申請内容に記載されています。NTT

	東西から「光ファイバの実績コストは赤字」という発言がよく見受けられますが、このような認可された計画的な設備投資について、乖離の原因及び投資回収リスクを接続事業者にまで求めるのは問題であり、調整をする必要はないと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	
意見5 接続料の予見性を高めるため、複数年での接続料原価算定の適用に当たり、適用する場合の算定年数等に関するルールを策定しておくことが望ましい。	再意見5	考え方5
 ○ 接続料の予見性を更に高めるために、上記第二号の複数年での接続料原価算定の適用にあたっては、適用基準、適用する場合の算定年数等について予め一定のルールを策定しておくことが望ましいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ○ 「調整額が過大になることにより接続料が急激に変動することを防ぐため、接続料原価の算定に際し、直近の実績値に代えて予測値を用いることや一年を超える原価算定期間を設定できるように規定を整備」とありますが、接続料金の変更認可申請で、再申請となるのか、認可の条件となるのかを含め、接続料金が急激に変動する防止策についての運用基準について明確化していただけますよう要望します。 (イー・アクセス、イー・モバイル) 		○ 御指摘の適用基準は、「接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき」であり、また、適用する場合の算定年数は5年以内であるなど、本規定の適用に関し必要な事項は規定されている。なお、本規定の適用に関し更に詳細なルールを事前に定めることが適当か否かは、今後の運用を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。
意見6 NTT東西において、平成20年度接続料から 導入する算定方法について申請前に接続事業者 への説明等を行うよう要望。	再意見6	考え方6
〇 今回の省令改正を受けて、NTT東西でH20年接		_

続料金から導入する算定方法については、実際の		
算定や接続料の認可変更申請を行なう前に、NTT		
東西より接続事業者へ算定方法の説明を行なって		
いただき、接続事業者からの要望を算定方法に反映		
していただけるよう強く要望。		
(イー・アクセス、イー・モバイル)		
意見7 今回の見直しの適用外となる接続料等の明	再意見7	考え方7
確化を要望。特に、コロケーション費用を事後精算		
の廃止対象とし、単価の掲示の前倒し・簡素化の		
検討を要望。		
〇 現在、事後精算を行なっている接続料及びコロケ	_	○ 御指摘の点については、実施するか否かを含
ーション費用のなかで、今回のルール変更を適用し		め、まずはNTT東西において検討を行うことが適
ないものがあれば、具体的に明確化いただけるよう		当である。
要望します。		なお、当該検討結果の適正性については、
特に、コロケーション費用については、事後精算の		平成20年度接続料の認可に際し、当審議会
廃止対象の範囲に含めること、また、あわせて単価		において改めて審議することが適当である。
提示の前倒し及び単価の簡素化の検討を強く要望し		
ます。		
現在、コロケーション費用の単価は、接続料金の		
認可後の提示となっていますが、新しい単価を接続		
料金の認可申請と同時期に提示いただけるよう強く		
要望します。		
コロケーション費用の算定方法については、毎年		
変更になり増加し続けている「単価」を前々年度以前		
のものは一本化するなど算定の負担を軽減するよう		
な仕組への変更を強く要望します。その際、減価償		
却済みの資産については、単価の見直しを行ない、		
反映していただけるよう強く要望します。例えば、蓄		
電池など電源設備の法定耐用年数は6年となってい		
ますが、弊社は平成12年からNTT東西のコロケー		
ションを利用しており、すでに耐用年数をすぎて減価		
償却済みになっている資産も多いと考えられます。こ		
のような場合、減価償却済みの資産についてはコロ		

ケーション単価の算定方法を見直しし、現在設定している単価より大幅に低下するべきと考えます。各コロケーション設備それぞれについて適用している法定耐用年数を開示し、減価償却済みの設備についてのコロケーション単価の反映方法をNTT東西が提示するよう強く要望します。 設備区分 法定耐用年数 空調設備 9年 電力設備(電源装置) 6年 電力設備(発電装置) 15年 電力設備(受電装置) 9年 (イー・アクセス、イー・モバイル)		
意見8 乖離額や調整額の実績を接続会計報告書 に反映することを要望。	再意見8	考え方8
○ 乖離額や調整額については、その実績が接続会計		│ ○ 接続会計の在り方については、現在、総務省
報告書にも反映されることを要望します。		において別途検討しているところであり、御指摘 の点についても、その中で必要に応じて検討す
(イー・アクセス、イー・モバイル)	工在日本 4	ることが適当である。
意見9-1「毎年度の需要の増減の結果として生じ	再意見9-1	考え方9
る投下資本の回収リスクは基本的になくなり、管理部門のリスクは現行方式に比して減少するた		
理部門のリスクは現代方式に比して減少するにめ、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の		
第定方法について変更する必要がある」(平成19		
年3月30日情報通信審議会答申)との答申につ		
いて、今回の見直しにより事業リスク自体が軽減		
されるわけではないこと等から、自己資本利益率		
の算定方法を変更することは不適切。		
〇「コロケーションルールの見直し等に係る接続ル	○ 今回の事後精算制度の廃止に伴い、NTT 東西	○ 平成19年3月答申において示したとおり、精算
ールの整備について(H19.3.30 付情報通信審議	は、最終的に実績費用の全額回収が可能となる	方法の変更は事業リスクに影響を与えることか
会答申)」において、今回の精算方法の見直しに	ため、毎年度の需要の増減の結果として生じる投	ら、この点を踏まえ、自己資本利益率の見直しを
伴い、「毎年度の需要の増減の結果として生じる	下資本の回収リスクは基本的になくなるものと考	行うことが必要である。
投下資本の回収リスクは基本的になくなり、管理	えます。	他方、NTT東西は、再意見において、自己資

部門のリスクは、現行方式に比して減少するため、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の 算定方法について変更する必要がある」と指摘されていますが、今回の見直しによって、自己資本 利益率を変更することは、以下の理由から不適切であり、実施すべきではないと考えます。

- ① 自己資本利益率は、投下した資本で行う事業の リスクに見合った期待利益率であり、精算の有無 によって変動するものではないこと。
- ② また、現実には、需要の変動によって、接続料が上がっていく(未回収が発生する)場合もあれば、接続料が下がっていく(過回収が発生する)場合もあり、接続料が上がっていく局面だけを想定して未回収リスクがなくなると判断することは不適切であり、今回の見直しによって、事業リスク自体が変わるわけではないこと。
- ③ これまで自己資本利益率は、1/2のタイムラグ 精算方式を採用しているヒストリカル接続料も、予 測トラヒックにより設定し事後精算を行わないLRI Cも同じ水準に設定されており、投下資本の回収 リスクについては、特定の精算方式に関わらず同 ーに設定していること。

仮に、自己資本利益率の算定方法を見直すのであれば、現行の算定方法を導入した平成10年当時と比べ、通信市場では設備競争が進展し、事業リスク(設備を新たに構築しても、誰にも使われなくなるリスク)は増大している状況を踏まえた上で、ファイナンス分野の専門家等を交えた検討の場を設置する等、ファイナンス的見地からの客観的意見等を踏まえた議論を行っていただく必要があると考えます。

(NTT持株、NTT東日本、NTT西日本)

意見9-2

事後精算制度の廃止に伴い新たに算定される接

このため、事後精算制度の廃止に伴い新たに接続料を算定する際に用いられる自己資本利益率は、リスクフリーレート等の低廉な水準に見直されるべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバン クモバイル) 本利益率の算定に用いている現行の β 値(= 0.6)は、必ずしも近年の通信市場における事業リスクの変化を十分に反映したものではないとしている。

以上を踏まえれば、自己資本利益率については、まずはNTT東西において適切な β 値を示した上で、その妥当性を検証することが適当である。

したがって、総務省においては、NTT東西に対し、平成19年9月末までに、本改正及び現時点における事業リスクを踏まえて β 値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することを求めることが適当である。また、当該 β 値の適正性については、総務省及び当審議会において平成20年度接続料の認可に際し改めて検証することが適当である。

再意見9-2

続料は、リスクフリーレート等のより低廉な自己資 本利益率を適用することが必須であり、その旨を 規定すべき。

- 答申には、「毎年度の需要の増減の結果として生じ 「事後精算制度の廃止に伴い新たに算定される る投下資本の回収リスクは基本的になくなることか ら、管理部門のリスクは、現行方式に比して減少す ると考えられる。したがって、案③(※)を採用する 場合には、リスクを勘案して設定する自己資本利 益率の算定方法についても、この点を踏まえて変 更する必要がある。」と取り纏められています。この ように、事後精算制度の廃止に伴い新たに算定さ れる接続料に対しては、リスクフリーレート等のより 低廉な自己資本利益率が適用されることが必須で〇 先般の意見募集に対する当社意見でも述べたと あり、今回の省令改正において接続料規則第十二 条にその旨を規定すべきであると考えます。
- (※) 前々年度実績に基づき算定した上で、適用年度 実績との乖離分については次期接続料の原価に 算入する案

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

③ 2007年3月30日に情報通信審議会より答申のあ った「コロケーションルールの見直し等に係る接続 ルールの整備について p.23 で「案③によれば、毎 年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の 回収リスクは基本的になくなることから、管理部門 のリスクは、現行方式に比して減少すると考えられ る。案③を採用する場合には、リスクを勘案して設 定する自己資本利益率の算定方法についても、こ の点を踏まえて変更する必要がある。」とあります ので、自己資本利益率の算定方法について、リス クを軽減したレートを設定することを明示すべきと

接続料に対しては、リスクフリーレート等のより低 廉な自己資本利益率が適用されることが必須であ り、今回の省令改正において接続料規則第十二 条にその旨を規定すべき」という意見は適切であ り、替成します。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

おり、自己資本利益率は、投下した資本で行う事 業のリスクに見合った期待利益率であり、精算の 有無によって変動するものではないことから、今回 の精算方法の見直しによって、自己資本利益率を 変更すべきではないと考えます。このことは、自己 資本利益率について、現行の算定方法を導入した 平成10年の接続料の算定に関する研究会でも、 精算の有無による未回収リスクの扱いが議論され ていないことや、1/2のタイムラグ精算方式を採 用しているヒストリカル接続料も、事後精算を行わ ないLRICも同じ水準に設定し、特定の精算方式 に関わらず同一に設定されていることからも、明ら かであると考えます。

また、現行の自己資本利益率の算定に用いて いる β 値(=0.6)は、現行の算定方法を導入し た平成10年以降変更しておらず、近年の通信市 場における事業リスクを的確に反映したものでは ありません。

したがって、仮に、自己資本利益率の算定方法 を見直すのであれば、現行の算定方法を導入した 平成10年当時と比べ、通信市場では設備競争が

考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

進展し、事業リスク(設備を新たに構築しても、誰にも使われなくなるリスク)は増大している状況を踏まえた上で、ファイナンス分野の専門家等を交えた検討の場を設置する等、ファイナンス的見地からの客観的意見等を踏まえた議論を行っていただく必要があると考えます。

(NTT東日本)

○ 先般の意見募集に対する当社意見でも述べたとおり、現実には、需要の変動によって、接続料が上がっていく(未回収が発生する)場合もあれば、接続料が下がっていく(過回収が発生する)場合もあるため、接続料が上がっていく局面だけを想定して未回収リスクがなくなると判断することは不適切であり、今回の精算方法の見直しによって、当社の事業リスク自体が軽減される訳ではないことから、今回の見直しに伴って自己資本利益率を引き下げることは適当でないと考えます。

むしろ、現行の自己資本利益率の算定に用いている β 値(=0.6)については、光ファイバ、Wi MAXに代表される広帯域無線及びIPネットワーク等、ブロードバンド市場における設備ベースの競争の本格化等、近年の電気通信市場における競争環境変化に伴う当社の事業リスクの高まり等を必ずしも十分に反映していないと考えられることから、それらの変化を反映したものとなるよう見直す必要があると考えます。

(NTT西日本)

2. 電気通信事業法施行規則改正関係

○ 電柱等におけるコロケーションルールの整備

意見10 電柱等におけるコロケーションルールを整	再意見10	考え方10
備する省令案に賛同。		
○「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルー	-	_
ルの整備について 答申(本年 3 月 30 日付)」(以		
下、「答申」という。)の内容に則り、電柱等における		
コロケーションルールが整備される本省令案に賛同		
します。		
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク		
モバイル)		
│ ○ 「コロケーションルール(施行規則第 23 条の4第2		
項第2号)の適用対象に電柱等を追加」及び「取得固		
定資産額を基礎に接続料の原価算定方法に準じて		
電柱使用料を算定」を規定することに賛成します。		
(イー・アクセス、イー・モバイル)		
意見11 電柱改修費用の扱いについても、今年度末	再意見11	考え方11
に実施される予定の議論を通じて、公平な負担の在		
り方が実現されることを希望。		
○ 今回の省令改正により電柱等に係る使用料の算		
定方法が明確化されますが、これに関連して電柱改	電柱改修を実施する場合には、起因者負担の考	年3月答申を踏まえ、NTT東西より平成19年末
修費用の扱いについても、今年度末に実施される予	え方に基づき、その電柱改修費用を当該他事業	までに報告される内容を勘案し、平成19年度末
定の議論を通じて、公平な負担の在り方が実現され	者にご負担いただくこととしています。	を目途に改めて検討することが適当である。
ることを希望します。	仮に、特定事業者に起因する電柱改修費用を	
	電柱使用料の原価に算入する等、全ての電柱利	
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク	用者が当該費用を負担する仕組みとした場合に	
モバイル)	は、例えば既存支線の共用等、より合理的かつ効	
	率的な代替手段がある場合であっても、電柱の改作を表現されることになる第一体を表現されることになる第一体を表現される。	
	修を要望されることになる等、他事業者のコスト意識が必要しなることになる等、他事業者のコスト意	
	識が希薄となることに起因する非効率な電柱改修が開展されているかがまるよう。	
	が助長されるおそれがあると考えます。	

意見12 電柱利用に係るルールは、電柱に係る全ての利害関係者に適用される「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に盛り込むべき。 〇 電柱利用者には接続事業者のみならず、CATV事	こうした非効率な電柱改修や必ずしも汎用性のない電柱改修に係る費用負担を起因者以外の電柱利用者に求めることは不公平であるため、電柱改修費用は現状どおり起因者負担とすることが適当であると考えます。 (NTT東日本、NTT西日本) 再意見12 ○ 答申において、「円滑な接続を確保する観点か	考え方12 〇 平成19年3月答申において示したとおり、今回
業者や有線放送事業者等の様々な事業者が存在しているため、接続事業者のみを対象とするコロケーションルールを整備することは、接続事業者とその他事業者との間で、電柱の利用条件等における公平性を著しく損なうものと考えます。 また、電力会社がNTT東西以上の電柱を保有していることを踏まえれば、NTT東西の電柱のみを対象とするルールを整備したとしても、接続事業者の電柱利用の円滑化という意味では効果は薄く、また、規制の在り方としても不公平であると考えます。したがって、電柱利用に係るルールは、接続ルールとして施行規則に規定するのではなく、電柱に係る全ての利害関係者に適用される「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に盛り込むべきであると考えます。仮に、今回、接続ルールとして施行規則に規定するのであれば、その内容は、同時期に電柱等ガイドラインに盛り込むべきであると考えます。	ら、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)を改正し、NTT 東西の局舎等と同様に、電柱においてもコロケーションルールを整備することが適当である。」とされているところであり、NTT 東西の電柱利用に係るルールを「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」ではなく、電気通信事業法施行規則において整備することは適切であると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	の電柱等におけるコロケーションルールの整備は、ボトルネック設備への透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保する観点からNTT東西の電柱等のうち、あくまで第一種指定電気通信設備との円滑な接続に必要なものについてルール整備するものである。 したがって、他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準である「電柱・管路ガイドライン」に同様の内容を盛り込むことは必ずしも適当でないが、電柱等の利用の円滑化を通じ、設備競争を一層促進する観点から、当該ガイドラインについても、適時適切に見直しを行うことが適当である。
意見13 今回新たに対象となる電柱を含め、コロケーション設備の使用料の算定に用いる自己資本利益率についてリスクフリーレートを適用すること	再意見13	考え方13

は不適当であり、事業リスクに見合うよう見直すべき。	
○ コロケーション設備の使用料の算定に用いる自己 資本利益率については、リスクフリーレートを適用す ることとされていますが、今回新たに対象にするとさ れている電柱を含め、当社は、自らの事業展開のた めに投資リスクを負って設備構築を行い、貸し出した 設備を他事業者が利用しなくなるリスクを含め当該 設備が利用されなくなるリスクを負っていることから、 当該自己資本利益率についてリスクフリーレートを 適用することは不適当であり、当社の事業リスクに 見合うものとなるよう見直すべきと考えます。	○ 現行規定上、接続に関し基本的に追加投資が 行われていない建物、管路及びとう道の使用料 の算定に用いる自己資本利益率については、リ スクフリーレートを適用することとされている。 平成19年3月答申において示したとおり、電 柱が管路やとう道と同様の性格を持つ設備であ ることにかんがみれば、その使用料の算定に当 たって用いられる自己資本利益率についても同 様とすることが適当である。
(NTT持株、NTT東日本、NTT西日本)	